

別記様式第1号(第四関係)

# 宇佐地区活性化計画

大分県宇佐市  
大分県

平成26年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	宇佐地区活性化計画	市町村名	宇佐市	地区名(※1)	宇佐地区	計画期間(※2)	平成26年度～平成28年度
都道府県名	大分県						

## 目標(※3)

本市宇佐地区は、水田単作地帯であるが、複合経営として従来から導入されてきた畜産に加えて、園芸作物の取組みが顕著である。特に、本市を中心に県北地域で生産されている小ねぎは「味一ねぎ」ブランドとして高い評価を受けており、年々その販売額を伸ばしている。今後、更なる産地化を図り、安定した地域農業を確立するためには、地域農業の後継者の確保が喫緊の課題である。そのため、新規就農者に対する研修・教育の場を整備することにより、農業後継者を確保すると共に、定住人口の増大を図りたい。

なお、数値目標として、平成28年度までに本市における新規就農者を年2人増加させ、定住人口を年8人増加させる。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本市は大分県北部に位置し、北は周防灘、南は山岳を境に由布市、西は中津市、東は豊後高田市及び別府市に隣接、南北に30km、東西に20km、標高差1kmの地勢となっており穏やかな海、緑深い山々、広大な平野と多様な自然に富まれた地域となっている。

市内における農業生産は、平野部では県内最大の水田面積を活かし、米・麦・大豆を中心に土地利型農業を行っており、また、本市宇佐地区をはじめ県北地域で生産されている小ねぎは「味一ねぎ」としてブランド化され高い評価を受けており、昭和60年以降、その栽培が盛んになっている。

### 現状と課題

本市の戦略品目でもある小ねぎの生産に関しては、県域での都会合併、共同調整場の整備に伴い、年々出荷量を増やしている一方で、生産者の高齢化や担い手不足は深刻な課題である。

平成25年度現在の生産者数は20名と10年前の平成15年度と比較して2名増加しているが、60歳以上が5名と全体の25%を占め、新規就農者を育成する体制も不十分であり、生産技術を習得することが必要とされている。

また、市内人口においても平成23年以降3年間で533人の人口減となっている状況でその対応が喫緊の課題となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

本事業により味一ねぎブランドとして高い評価を受けている小ねぎ生産農家の新たな担い手を育成し、市内定住を促進することにより、人口減少の低減を図る。

具体的には、実践研修用施設等を設置し、新規就農者・Uターン就農者・新規参入者などが就農を前に栽培・経営技術等を習得することで、将来に向けての小ねぎ生産の充実を図っていくと共に、本市宇佐地区における定住人口の拡大を目指すものとする。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
宇佐市	宇佐地区	新規就農者技術習得管理施設(新規就農者技術習得管理施設)	大分県農業協同組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし
------

### 3 活性化計画の区域(※1)

宇佐地区(大分県宇佐市)	区域面積(※2)	29,195ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係： 当該地区の総面積29,195haのうち農地面積は22,957haで78.6%を占め、また市内全就労者17,828人のうち第1次産業従事者は1,789人で10.0%を占めるなど、農業が地域の重要な産業となっており、市内宇佐地区を区域設定した。 (※面積は平成23年度大分県統計年鑑、人数は平成22年度国政調査の数値をもとに作成)</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 近年、農業者の高齢化・後継者の減少などが重要な課題である中、都市住民等の定住等の促進は当該地域の活性化を図る上で重要な手法である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 旧宇佐市及び旧院内町から市街地を除いた区域を設定している。</p>		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

定住人口については、市が住民基本台帳を基に作成している「住民基本台帳及び世帯一覽表」により3月31日を基準とした動態調査により確認する。  
新規就農者の確保については、技術習得管理施設の受講生の就農を市が確認する。これにより、結果の要因分析や、本事業の効果について検証する。